

## 橋本市経営継承支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、橋本市農業振興条例施行規則(令和 2 年橋本市規則第 38 号。以下「農業振興条例規則」という。)に基づく経営継承支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、農業振興条例規則及び橋本市補助金等交付規則(平成 20 年橋本市規則 8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、農業振興条例規則で使用する用語の例による。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助対象者は、補助金の申請をしようとするときは、橋本市経営継承支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画の写し
- (2) 前号の青年等就農計画について、市の認定を受けていることが確認できる書類の写し
- (3) 農業経営開始日が確認できる書類
- (4) 年齢が確認できる書類の写し
- (5) 橋本市税完納証明書(発行日から 1 月以内のものに限る。)
- (6) 和歌山県税完納証明書(発行日から 1 月以内のものに限る。)
- (7) 誓約書兼同意書(様式第 2 号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否を審査し、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等交付(不交付)決定通知書(規則様式第 2 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、予算の範囲内で、補助金の額の確定をするものとする。この場合において、規則第 12 条第 2 項の規定による補助金の額の確定の通知は、前条の規定による通知をもってしたものとみなす。

(補助金の請求)

第 6 条 第 4 条第 2 項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 9 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書(規則様式第 6 号の 1)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けて、補助金を交付するものとする。

(営農状況の報告)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 3 年間、毎年 7 月末までにその前年の営農状況報告(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 8 条 市長は、第 4 条第 2 項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者が次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する営農状況の報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (2) 補助金の交付を受けた年度の翌年度から 3 年間、農業振興条例規則に規定する経営継承支援事業の補助対象者の要件のうち第 4 号から第 8 号までの要件を満たさなくなったことが確認された場合
- (3) 虚偽その他不正な手段により申請等を行った場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則第 14 条第 3 項に規定する補助金等交付決定取消通知書(規則様式第 9 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(返還)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該補助対象者に対し規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等返還通知書(規則様式第 10 号)により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。ただし、補助対象者から返還免除申請書(様式第 4 号)の提出があり、市長が病気、災害等のやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

橋本市経営継承支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所

氏名

橋本市経営継承支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	(1) 青年等就農計画の写し (2) 青年等就農計画について、市の認定を受けていることが確認できる書類の写し (3) 農業経営開始日が確認できる書類 (4) 年齢が確認できる書類の写し (5) 橋本市税完納証明書(発行日から 1 月以内のものに限る。) (6) 和歌山県税完納証明書(発行日から 1 月以内のものに限る。) (6) 誓約書兼同意書(様式第 2 号) (7) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 誓約書兼同意書

私は、橋本市経営継承支援事業の実施に当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。  
また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、橋本市経営継承支援事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽がないこと。
2. 橋本市経営継承支援事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、適切に事業を行うこと。
3. 市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務がないこと。
4. 和歌山県税に滞納がないこと。
5. 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
6. 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
7. 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
8. 国の新規就農者育成総合対策及び同様の国の事業による農業経営開始後の支援を受けていないこと。
9. 生活費の確保を目的とした事業による給付を受けていないこと。

(裏面)

添付書類等確認表(申請者氏名： )

	チェック・記入欄
青年等就農計画認定書の写し	<input type="checkbox"/>
青年等就農計画の写し	<input type="checkbox"/>
青年等就農計画における就農形態	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>
① 新たに農業経営を開始	<input type="checkbox"/>
② 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 (親の農業経営を継承せずに独立自営就農する者)	<input type="checkbox"/>
③ 親の農業経営を継承(全体)	<input type="checkbox"/>
農業経営開始日が確認できる書類	
就農形態①②の場合	
・農地の利用権を有している	<input type="checkbox"/> 年 月 日
・主要な施設・機械を所有している	<input type="checkbox"/> 年 月 日
・本人名義の口座で取り引きしている	<input type="checkbox"/> 年 月 日
就農形態③の場合(①②の書類でも可)	
・個人事業の開業・廃業等届出書の写し	<input type="checkbox"/> 年 月 日
・親の廃業が確認できる書類の写し(本人の開業・ 廃業等届出書で親からの事業引継ぎが確認できる 場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
・前年の確定申告書(親名義)の写し	<input type="checkbox"/>
年齢が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
橋本市税完納証明書 (発行日から1月以内のものに限る。)	<input type="checkbox"/>
和歌山県税完納証明書 (発行日から1月以内のものに限る。)	<input type="checkbox"/>

営農状況報告(○年分)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所  
氏名

下記のとおり報告します。

1 経営開始日

年 月 日
-------

2 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・ 飼養頭数等	作物・部門名	作付面積(a)・ 飼養頭数等
合 計	(a)		

労働力	氏 名	年齢・続柄等	農業従事日数
		本人	
雇用労働力			(人・日)

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 前年の農業所得

収入(A)	支出(B)	農業所得(A-B)
万円	万円	万円

添付書類

- ・確定申告書(第1表・第2表)の写し
- ・青色申告決算書(白色申告者は収支内訳書)の写し

※この様式は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第4-3号の写しで代用可能とする。

様式第 4 号(第 9 条関係)

返還免除申請書

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所

氏名

橋本市経営継承支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--